

平成25年 4月22日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(一社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部

様

長 崎 県 土 木 部 長



「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び
指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」の一部改正について

このことについて、別添のとおり平成25年4月12日付けで一部改正され、平成25年5月1日
から適用となりますので、お知らせいたします。

【一部改正の概要】

定期に入札参加資格申請を行っていない者に対して、随時申請ができることとした。ただし、随
時申請した者の入札参加資格の有効期間は、申請月の翌々月の初日からとする。

※ 申請方法などの詳細は、土木部監理課建設業指導班のホームページを参照してください。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/nyusatusanka/nyusatusanka-top.html>

※ 定期申請と随時申請の違い

定期申請・・・入札参加資格の有効期間が、入札参加対象年度の4月1日から始まる。

随時申請・・・入札参加対象年度の4月1日以降でなければ随時申請はできず、随時申請が
行われたとしても随時申請月の翌々月からしか入札参加資格が与えられない。

問い合わせ先

長崎県土木部監理課建設業指導班 増田

電話：095－894－3015

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県国体・障害者スポーツ大会関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・一般競争入札の参加者の資格等
 - ・一般競争入札の参加者の資格等
 - ・国民健康保険組合の規約変更（4件）
 - ・障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）
 - ・障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称変更
 - ・障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退
- 長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
 - ・長崎県中小企業労働福祉施設等改善資金貸付要綱等の廃止
- 長崎県水産業振興資金貸付要綱の一部改正
 - ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
 - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
 - ・一般競争入札の参加者の資格等
 - ・保安林の指定の解除（2件）
 - ・保安林の指定施業要件の変更の予定（3件）
 - ・森林病虫害等防除法に基づく防除命令（2件）
 - ・工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等の一部改正
 - ・道路の供用の開始
 - ・公有水面埋立ての竣功認可（6件）
 - ・公有水面埋立ての免許
 - ・急傾斜地崩壊危険区域の指定
 - ・一般競争入札の参加者の資格等
 - ・競争入札の参加者の資格等
 - ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

大会総務課
環境政策課
廃棄物対策課
国保・健康増進課
障害福祉課
〃
〃
こども未来課
商工金融課
雇用労政課
漁政課
〃
資源管理課
畜産課
林政課
〃
森林整備室
監理課
道路維持課
港湾課
〃
砂防課
議会事務局
教育庁教育環境整備課
教育庁高校教育課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・一般競争入札の実施
- ・契約者等
- ・特定非営利活動法人の設立の認証申請
- ・特定計量器定期検査の実施（2件）
- ・一般競争入札の実施
- ・契約者等
- ・一般競争入札の実施
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見

危機管理課
〃
地域振興課
県民協働課
計量検定所
環境政策課
廃棄物対策課
〃
商工金融課

分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第481号
森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病害虫等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。
平成25年4月12日

長崎県知事 中村 法道

1 区域及び期間

(1) 区域
長崎市、大村市、西海市、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、平戸市、小幡賀町、五島市、新上五島町、老農市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（次のとおり）は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）、

(2) 期間

平成25年5月8日から平成25年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければならない松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長（以下「振興局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、振興局長に提出するものとし、その提出があったときは、振興局長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確証して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。ただし、五島振興局長及び志賀振興局長が管轄する地域にあっては、決定及び交付は知事が行うものとする。

(3) 振興局長は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(4) 振興局長は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第482号

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の一部を次のように改正し、平成25年5月1日から適用する。

平成25年4月12日

第1の第5号(2)中「以下同じ」と及び「、定期の年度以外に申請した者は当該年度の翌年度の4月1日から1年間」を削り、同号の次に次の1号を加える。

長崎県知事 中村 法道

6 随時の資格審査

5に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌月の初日からとする。

第2の第4号中「以下同じ」と及び「、定期の年度以外に申請した者は当該年度の翌年度の4月1日から1年間」を削り、同号の次に次の1号を加える。

5 随時の資格審査

4に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌月の初日からとする。

長崎県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
主要地方道 川棚有田線	東彼杵郡川棚町中瀬郷字山道1118番2地先から 東彼杵郡川棚町中瀬郷字山道1202番1地先まで	平成25年4月12日

長崎県告示第484号

公有水面埋立法（大正10年法律第37号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての許可をした。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月12日

島原港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての許可認可の年月日

平成25年4月3日

2 埋立ての許可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名称 長崎県

所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号

3 埋立区域

(1) 位置
長崎県島原市湊町119番1から中組町314番1に隣接する無番地に至る地先

(2) 区域
省路（関係図面のとおり）

(3) 面積
4,406.85平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地・海岸保全施設関連用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成9年10月13日

長崎県指令9港第32号

関係場所
長崎県島原市上の町537

島原市役所

○工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等

昭和53年12月8日
長崎県告示第975号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格の定め（昭和49年長崎県告示第224号）は、廃止する。

第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

1 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けていない者

(4) 法第27条の29の規定による総合評価（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の営業年度の決算日（以下「審査基準日」という。）が、入札参加を希望する年度（以下「入札参加希望年度」という。）の前々年度の7月1日から入札参加希望年度の前年度の6月30日までの間にあるもの（以下「対象期間」という。）をいう。）の請求を行っていない者

(5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者

(6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかが未加入である者

2 格付けに係る資格審査の方法

別に定める基準及び方法により格付けを行うものとする。

3 入札参加資格申請の方法

入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（県内建設業者以外の建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあっては一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事））
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 営業所一覧表（県外建設業者の場合に限る。）
- (4) 対象期間を審査基準日とした総合評価値請求書（写）若しくは総合評価値通知書（写）
- (5) 1(5)に該当しないことを証する書面
- (6) その他別に定める書類
- (7) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る工事の実績を証明する書類

4 資格審査の申請時期

(1) 県内建設業者 入札参加希望年度の前々年度の1月4日から入札参加希望年度の前年度の10月31日

(2) 県外建設業者 入札参加希望年度の前年度の11月から12月中で別に定める期間

5 資格の有効期間

(1) 県内建設業者 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

(2) 県外建設業者 定期（2年度に1回資格審査を行うことをいう。）の年度に申請した者は、当該年度の

翌年度の4月1日から2年間

6 随時の資格審査

5に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。

第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

1 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 長崎県税並びに消費税又は地方消費税の未納がある者

2 入札参加資格申請の方法

入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（調査・建設コンサルタント等）

(2) 営業所一覧表、法律上必要とする登録の証明書

(3) 技術者経歴書

(4) 第1の3(5)に規定する書面

(5) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類

(6) その他別に定める書類

3 資格審査の申請時期

入札参加希望年度の前年度の11月から12月中で別に定める期間

4 資格の有効期間

定期（2年度に1回資格審査を行うことをいう。）の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間

5 随時の資格審査

4に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。

附則（昭和58年告示第975号）抄 この告示による資格の有効期間は昭和58年度から適用する。

改正文（昭和63年告示第1004号）抄 昭和63年10月1日から適用する。

改正文（平成3年告示第621号）抄 平成3年7月1日から適用する。

改正文（平成11年告示第166号）抄 平成11年3月1日から適用する。

改正文（平成12年告示第227号）抄 平成12年4月1日から適用する。

改正文（平成13年告示第463号）抄 平成13年4月1日から適用する。

改正文（平成14年告示第407号）抄 平成14年4月1日から適用する。

改正文（平成15年告示第177号）抄 平成15年4月1日から適用する。

改正文（平成16年告示第275号）抄 平成16年3月1日から適用する。ただし、第1の第2号及び別表の改

正規定は、平成16年4月1日から適用する。

改正文（平成18年告示第111号）抄 平成18年2月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(4)、第2

号、第3号の(4)及び(別表)の改正規定は、平成18年4月1日から適

用する。

改正文（平成18年告示第1206号）抄 平成19年1月4日から適用する。

改正文（平成24年告示第906号）抄 平成24年11月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(6)につ

いては、平成26年4月1日から適用する。なお、第1の第5号の(2)に

定める定期の年度である平成24年度に申請した者について、第1の第1

号の(6)に該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消すことと

する。

改正文（平成25年告示第482号）抄 平成25年5月1日から適用する。

「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」新旧対照表

改 正 後 (新)	現 行 (旧)
第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 5 資格の有効期間 (1) 県内建設業者 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間 (2) 県外建設業者 定期(2年度に1回資格審査を行うことをいう。)の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間 6 随時の資格審査 5に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 4 資格の有効期間 定期(2年度に1回資格審査を行うことをいう。)の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間 5 随時の資格審査 4に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。 附則(昭和58年告示第975号)抄 この告示による資格の有効期間は昭和58年度から適用する。 改正文(昭和63年告示第1004号)抄 昭和63年10月1日から適用する。 改正文(平成3年告示第621号)抄 平成3年7月1日から適用する。 改正文(平成11年告示第166号)抄 平成11年3月1日から適用する。 改正文(平成12年告示第227号)抄 平成12年4月1日から適用する。 改正文(平成13年告示第463号)抄 平成13年4月1日から適用する。 改正文(平成14年告示第407号)抄 平成14年4月1日から適用する。 改正文(平成15年告示第177号)抄 平成15年4月1日から適用する。	第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 5 資格の有効期間 (1) 県内建設業者 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間 (2) 県外建設業者 定期(2年度に1回資格審査を行うことをいう。<u>以下同</u>)の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間。<u>定期の年度以外の年度に申請した者は当該年度の翌年度の4月1日から1年間</u> 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 4 資格の有効期間 定期(2年度に1回資格審査を行うことをいう。<u>以下同</u>)の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間。<u>定期の年度以外の年度に申請した者は当該年度の翌年度の4月1日から1年間</u> 附則(昭和58年告示第975号)抄 この告示による資格の有効期間は昭和58年度から適用する。 改正文(昭和63年告示第1004号)抄 昭和63年10月1日から適用する。 改正文(平成3年告示第621号)抄 平成3年7月1日から適用する。 改正文(平成11年告示第166号)抄 平成11年3月1日から適用する。 改正文(平成12年告示第227号)抄 平成12年4月1日から適用する。 改正文(平成13年告示第463号)抄 平成13年4月1日から適用する。 改正文(平成14年告示第407号)抄 平成14年4月1日から適用する。 改正文(平成15年告示第177号)抄 平成15年4月1日から適用する。

改正文(平成16年告示第275号)抄 平成16年3月1日から適用する。ただし、第1の第2号及び別表の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。 改正文(平成18年告示第111号)抄 平成18年2月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(4)、第2号、第3号の(4)及び(別表)の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。 改正文(平成18年告示第1206号)抄 平成19年1月4日から適用する。 改正文(平成24年告示第906号)抄 平成24年11月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(6)については、平成26年4月1日から適用する。なお、第1の第5号の(2)に定める定期の年度である平成24年度に申請した者について、第1の第1号の(6)に該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消すこととする。 改正文(平成25年告示第462号)抄 平成25年5月1日から適用する。	改正文(平成16年告示第275号)抄 平成16年3月1日から適用する。ただし、第1の第2号及び別表の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。 改正文(平成18年告示第111号)抄 平成18年2月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(4)、第2号、第3号の(4)及び(別表)の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。 改正文(平成18年告示第1206号)抄 平成19年1月4日から適用する。 改正文(平成24年告示第906号)抄 平成24年11月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(6)については、平成26年4月1日から適用する。なお、第1の第5号の(2)に定める定期の年度である平成24年度に申請した者について、第1の第1号の(6)に該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消すこととする。
---	--